

第4編 参 考 資 料

第2 保健所概況

1 県保健所（支所）

保健所名 (支所)	開設年月日	所在地	人口 (人)	面積 (km ²)	市町数	管轄市町名
西部	昭 19.10.20	〒738-0004 廿日市市桜尾2-2-68 0829-32-1181	512,568 (136,884)	2,620.30 (568.15)	5 6 2 市 町 市	大竹市(24,806) 廿日市市(112,078)
広島	平 21.4.1	〒730-0011 広島市中区基町10-52 082-228-2111	161,074	1,599.46	1 6 市 町	安芸高田市(23,985) 安芸郡 府中町(51,072) 海田町(30,153) 熊野町(22,514) 坂町(12,108) 山県郡 安芸太田町(4,954) 北広島町(16,288)
呉	平 5.4.1	〒737-0811 呉市西中央1-3-25 0823-22-5400	214,610	452.69	2 市	呉市(194,827) 江田島市(19,783)
西部東	昭 19.10.20	〒739-0014 東広島市西条昭和町13-10 082-422-6911	226,726	796.49	2 1 市 町	東広島市(198,597) 竹原市(21,599) 豊田郡 大崎上島町(6,530)
東部	昭 17.1.10	〒722-0002 尾道市古浜町26-12 0848-25-2011	708,001 (219,906)	2,129.99 (1,034.54)	4 2 2 1 市 町 市 町	三原市(84,487) 尾道市(121,759) 世羅郡 世羅町(13,660)
福山	昭 13.8.19	〒720-8511 福山市三吉町1-1-1 084-921-1311	488,095	1,095.45	2 1 市 町	福山市(446,824) 府中市(340,089) 神石郡 神石高原町(7,182)
北部	昭 19.10.20	〒728-0013 三次市十日市東4-6-1 0824-63-5181	76,867	2,024.67	2 市	三次市(46,803) 庄原市(30,064)

(注) 人口 …… 令和7年6月1日広島県人口移動統計調査速報による。
面積 …… 令和6年全国都道府県市区町村別面積調(10月1日時点)による。

2 政令市等保健所

保健所名 (分室)		開設年月日	所在地	人口 (人)	面積 (km ²)
広島市	(中区)	昭 55.4.1	〒730-0043 広島市中区富士見町11-27 082-241-7408	143,757	906.69
	(東区)		〒732-8510 広島市東区東蟹屋町9-38 082-568-7752	115,865	
	(南区)		〒734-8523 広島市南区皆実町1-4-46 082-250-4136	143,267	
	(西区)		〒733-8530 広島市西区福島町2-2-1 082-532-1017	185,661	
	(安佐南区)		〒731-0193 広島市安佐南区古市1-33-14 082-831-4563	244,217	
	(安佐北区)		〒731-0292 広島市安佐北区可部4-13-13 082-819-3956	132,038	
	(安芸区)		〒736-8501 広島市安芸区船越南3-4-36 082-821-2829	72,695	
	(佐伯区)		〒731-5135 広島市佐伯区海老園2-5-28 082-943-9762	138,134	
呉市	昭 23.8.1	〒737-0041 呉市和庄1-2-13 0823-25-3532	194,827	352.04	
福山市	平 10.4.1	〒720-0032 福山市三吉町南2-11-22 084-928-1164	446,824	517.72	

(注) 人口 …… 令和7年6月1日広島県人口移動統計調査速報による。
面積 …… 令和6年全国都道府県市区町村別面積調(10月1日時点)による。

第3 業務関係業態数

区分	平成30年度						平成31年度						令和2年度						令和3年度						令和4年度						令和5年度						令和6年度						
	県域	政令市			合計	県域	政令市			合計	県域	政令市			合計	県域	政令市			合計	県域	政令市			合計	県域	政令市			合計	県域	政令市			合計								
		広島市	呉市	福山市			広島市	呉市	福山市			広島市	呉市	福山市			広島市	呉市	福山市			広島市	呉市	福山市			広島市	呉市	福山市			広島市	呉市	福山市		広島市	呉市	福山市	広島市	呉市	福山市	広島市	呉市
薬局・医薬品販売業等	薬局	548	681	144	242	1,067	1,615	538	676	142	243	1,061	1,599	544	667	142	246	1,055	1,599	534	671	142	244	1,057	1,591	532	673	139	242	1,054	1,586	532	669	140	246	1,055	1,587	516	671	140	249	1,060	1,576
	店舗販売業(注1)	193	217	48	100	365	558	200	213	50	97	360	560	199	212	47	98	357	556	202	217	50	101	368	570	212	218	51	102	371	583	215	226	52	104	382	597	216	228	51	105	384	600
	卸売販売業(注2)	80	220	23	74	317	397	79	215	23	67	305	384	78	203	23	61	287	365	78	195	22	62	279	357	75	191	21	59	271	346	75	174	20	54	248	323	74	169	20	51	240	314
	薬種商販売業(注3)	1	3	1	0	4	5	0	3	1	0	4	4	0	2	1	0	3	3	0	1	1	0	2	2	0	1	1	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	配置販売業(県内)	43	—	—	—	—	43	42	—	—	—	—	42	41	—	—	—	—	41	43	—	—	—	—	43	43	—	—	—	—	43	42	—	—	—	—	42	43	—	—	—	—	43
	配置販売業(県外)	73	—	—	—	—	73	74	—	—	—	—	74	69	—	—	—	—	69	64	—	—	—	—	64	63	—	—	—	—	63	58	—	—	—	—	58	54	—	—	—	—	54
	特例販売業(注4)	21	2	1	1	4	25	20	2	1	1	4	24	22	2	0	1	3	25	15	1	0	0	1	16	14	1	0	0	1	15	6	1	0	0	1	7	6	1	0	0	1	7
	医療機器販売業・貸与業(高度・管理)	3,627	6,611	754	2,423	9,788	13,415	3,397	5,903	769	2,435	9,107	12,504	3,342	5,993	767	2,471	9,231	12,573	3,385	6,030	784	2,509	9,323	12,708	2,862	6,074	785	2,527	9,386	12,248	3,190	6,197	761	2,547	9,505	12,695	3,291	6,167	771	2,578	9,516	12,807
計	4,586	7,734	971	2,840	11,848	16,131	4,350	7,012	986	2,843	10,841	15,191	4,295	7,079	980	2,877	10,936	15,231	4,321	7,115	999	2,916	11,030	15,351	3,801	7,158	997	2,930	11,085	14,886	4,118	7,267	973	2,951	11,191	15,309	4,200	7,236	982	2,983	11,201	15,401	
(注5,6) 医薬品等製造業等	医薬品	36	—	—	—	—	36	36	—	—	—	36	37	—	—	—	—	37	37	—	—	—	—	37	37	—	—	—	—	37	37	—	—	—	—	37	37	—	—	—	—	37	
	医薬部外品	28	—	—	—	—	28	29	—	—	—	29	29	—	—	—	—	29	28	—	—	—	—	28	28	—	—	—	—	28	26	—	—	—	—	26	28	—	—	—	—	28	
	化粧品	70	—	—	—	—	70	56	—	—	—	56	61	—	—	—	—	61	68	—	—	—	—	68	67	—	—	—	—	67	72	—	—	—	—	72	67	—	—	—	—	67	
	医療機器	290	—	—	—	—	290	294	—	—	—	294	296	—	—	—	—	296	302	—	—	—	—	302	304	—	—	—	—	304	310	—	—	—	—	310	302	—	—	—	—	302	
	計	455	44	7	10	61	516	445	43	7	9	59	504	453	40	7	9	56	509	461	40	7	9	56	517	461	38	7	6	51	512	470	38	7	6	51	521	458	37	7	5	49	507
毒物劇物	製造(輸入販売)業(注7)	47	8	0	15	23	70	68	7	0	15	22	90	50	8	0	15	23	73	49	8	0	16	24	73	49	10	0	17	27	76	52	7	0	14	21	73	52	11	0	14	25	77
	販売業	607	795	185	299	1,279	1,886	602	796	177	305	1,278	1,880	606	773	170	306	1,249	1,855	590	735	163	297	1,195	1,785	586	708	152	288	1,148	1,734	548	704	146	277	1,127	1,675	527	689	142	259	1,090	1,617
	業務上取扱者(法第22条第1項)	17	14	4	12	30	47	15	14	4	12	30	45	15	14	4	12	30	45	14	12	5	11	28	42	14	10	6	11	27	41	14	10	5	10	25	39	14	10	5	10	25	39
計	671	817	189	326	1,332	2,003	685	817	181	332	1,330	2,015	671	795	174	333	1,302	1,973	653	755	168	324	1,247	1,900	649	728	158	316	1,202	1,851	614	721	151	301	1,173	1,787	593	710	147	283	1,140	1,733	
献血施設等	献血受入設備・施設	—	6	—	2	8	8	—	6	—	2	8	8	—	6	—	1	7	7	—	6	—	1	7	7	—	6	—	1	7	7	—	6	—	1	7	7	—	6	—	1	7	7
	輸血用血液供給機関	—	1	—	1	2	2	—	1	—	1	2	2	—	1	—	1	2	2	—	1	—	1	2	2	—	1	—	1	2	2	—	1	—	1	2	2	—	1	—	1	2	2

(注1) 平成21年度は、改正法附則(以下単に「附則」という。)第2条の規定により、引き続き一般販売業の許可に係る業務を行う者(以下「既存一般販売業」という。)及び附則第5条の規定により、従前の例により引続き薬種商販売業の許可に係る業務を行う者(以下「既存薬種商」という。)を含む。

(注2) 平成20年度までの数は、旧法による卸売一般販売業である。

(注3) 平成21年度は、附則第8条の規定により、従前の例により引続き薬種商販売業の許可に係る業務を行う者である。

(注4) 改正法附則第14条又は第15条の規定により、従前の例により引続き特例販売業の許可に係る業務を行う者である。

(注5) 医療機器の製造(輸入販売)業には、修理業を含む。

(注6) 平成17年度から、「医薬品等製造(輸入販売)業」は「医薬品等製造販売(製造)業」

(注7) 大臣登録分を含む。

区 分	平成30年度					平成31年度					令和2年度					令和3年度					令和4年度					令和5年度					令和6年度													
	泉	政 令 市				合 計	泉	政 令 市				合 計	泉	政 令 市				合 計	泉	政 令 市				合 計	泉	政 令 市				合 計	泉	政 令 市				合 計								
		源	泉	総	数			広島市	呉市	福山市	計			広島市	呉市	福山市	計			広島市	呉市	福山市	計			広島市	呉市	福山市	計			広島市	呉市	福山市	計		広島市	呉市	福山市	計	広島市	呉市	福山市	計
温泉施設	218	63	20	31	114	332	241	71	20	31	122	363	245	71	20	31	122	367	245	71	20	31	122	367	245	71	20	31	122	367	223	63	21	30	114	337	250	72	21	31	124	374		
温泉利用施設	9	-	-	-	0	9	10	-	-	-	0	10	10	-	-	-	0	10	10	-	-	-	0	10	10	-	-	-	0	10	10	-	-	-	0	10	8	-	-	-	0	8		
家庭麻薬製造業者	1			1	1	2	1				0	1	1					0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
麻薬卸売業者	11	10	4	6	20	31	11	11	4	6	21	32	10	11	4	6	21	31	10	11	4	6	21	31	11	10	3	6	19	30	11	9	3	6	18	29	11	9	3	6	18	29		
麻薬小売業者	464	592	134	200	926	1,390	463	596	130	203	929	1,392	470	593	132	199	924	1,394	475	593	132	199	924	1,399	471	604	128	208	940	1,411	471	597	129	216	942	1,413	464	596	128	215	939	1,403		
麻薬管理者	149	197	46	82	325	474	143	199	47	82	328	471	150	195	44	89	328	478	155	195	44	89	328	483	161	206	46	88	340	501	170	207	46	92	345	515	166	216	45	94	355	521		
麻薬施用者	1,628	3,090	597	841	4,528	6,156	1,629	3,182	605	875	4,662	6,291	1,639	3,100	580	892	4,572	6,211	1,771	3,100	580	892	4,572	6,343	1,683	3,269	599	909	4,777	6,460	1,706	3,300	601	924	4,825	6,531	1,704	3,354	595	937	4,886	6,590		
麻薬研究者	16	26	5	12	43	59	14	28	4	8	40	54	12	26	4	11	41	53	12	26	4	11	41	53	12	27	5	12	44	56	12	25	4	11	40	52	14	27	4	12	43	57		
計	2,269	3,915	786	1,142	5,843	8,112	2,261	4,016	790	1,174	5,980	8,241	2,282	3,925	764	1,197	5,886	8,168	2,423	3,925	764	1,197	5,886	8,309	2,338	4,116	781	1,223	6,120	8,458	2,370	4,138	783	1,249	6,170	8,540	2,359	4,202	775	1,264	6,241	8,600		
病院	85	80	22	38	140	225	83	83	22	37	142	225	83	81	22	37	140	223	81	81	22	37	140	221	83	78	22	36	136	219	82	80	22	37	139	221	82	79	23	38	140	222		
一般診療所	369	530	109	169	808	1,177	365	546	109	168	823	1,188	368	549	105	161	815	1,183	369	549	105	161	815	1,184	368	543	101	162	806	1,174	362	542	97	158	797	1,159	352	544	94	156	794	1,146		
歯科診療所	2	3	1	1	5	7	2	3	1	1	5	7	2	3	0	1	4	6	2	3	0	1	4	6	3	3	0	1	4	7	3	3	0	0	3	6	3	3	0	0	3	6		
飼育動物診療施設	45	63	17	31	111	156	42	61	18	32	111	153	46	65	18	33	116	162	45	65	18	33	116	161	41	62	18	30	110	151	40	63	18	30	111	151	41	58	18	29	105	146		
計	501	676	149	239	1,064	1,565	492	693	150	238	1,081	1,573	499	698	145	232	1,075	1,574	497	698	145	232	1,075	1,572	495	686	141	229	1,056	1,551	487	688	137	225	1,050	1,537	478	684	135	223	1,042	1,520		
大麻研究者	4	3	1		4	8	3	3	1		4	7	3	3	0	1	4	7	3	3	0	1	4	9	3	4	0	1	5	8	3	4	0	1	5	8	3	4	0	1	5	8		
要指	覚醒剤	国の指定		1		1		1			1		1				1		1	0	0	1	0	1	1	0	0	1	0	1	1	0	0	1	0	1	1	0	0	1	0	1		
定	施用機関	県の指定			0	0		0			0	0		0			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
等	覚醒剤研究者		4	9	2	1	12	16	3	8	2	1	11	14	3	8	2	1	11	14	3	8	2	1	11	14	3	7	2	1	10	13	3	7	2	0	9	12	3	7	2	0	9	12
取	覚醒剤原料取扱者		16	13	5	7	25	41	16	13	5	7	25	41	16	12	5	7	24	40	16	12	5	7	24	40	16	12	5	7	24	40	15	11	4	7	22	37	15	11	4	7	22	37
扱	覚醒剤原料研究者		2	0	1	4	5	7	2	0	1	4	5	7	2	2	2	4	8	10	2	2	2	4	8	10	2	2	2	4	8	10	3	2	2	2	6	9	2	1	1	2	4	6
者	小計		22	22	9	12	42	65	21	21	9	12	41	63	21	22	10	12	43	65	21	22	10	12	44	65	21	21	10	12	43	64	21	20	9	9	38	59	20	19	8	9	36	56
	薬局		549	677	144	240	1,061	1,610	539	681	142	243	1,066	1,605	544	666	141	243	1,050	1,594	543	666	141	243	1,050	1,593	531	675	139	242	1,056	1,587	534	669	140	248	1,057	1,591	520	670	139	249	1,058	1,578
	病院・診療所		1,341	2,022	407	395	2,824	4,165	1,369	2,019	402	640	3,061	4,430	1,369	2,011	397	636	3,044	4,413	1,354	2,011	397	636	3,044	4,398	1,347	2,016	386	628	3,030	4,377	1,323	1,982	375	625	2,982	4,305	1,334	1,990	362	620	2,972	4,306
	飼育動物診療施設		135	113	19	45	177	312	136	111	20	47	178	314	113	113	21	47	181	294	131	113	21	47	181	312	129	113	21	47	181	310	131	112	21	49	182	313	134	110	22	51	183	317
	小計		2,025	2,812	570	680	4,062	5,775	2,044	2,811	564	930	4,305	6,035	2,026	2,790	559	926	4,275	6,007	2,028	2,790	559	926	4,275	5,991	2,007	2,804	546	917	4,267	5,964	1,988	2,763	536	922	4,221	5,896	1,988	2,770	523	920	4,213	5,884
	計		2,047	2,834	579	692	4,104	5,840	2,065	2,832	573	942	4,346	6,098	2,047	2,812	569	938	4,318	6,072	2,049	2,812	569	938	4,319	6,056	2,028	2,825	556	929	4,310	6,028	2,009	2,783	545	931	4,259	5,955	2,008	2,789	531	929	4,249	5,940

(注) 麻薬・大麻・覚醒剤等は、当該年度の12月31日現在の数である。

第5 附属機関等

広島県行政組織規則第19条により設置された附属機関等は、次のとおりである。

(令和6年度)

名 称	目 的
広島県薬事審議会	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律及び広島県薬事審議会条例の規定に基づき、知事の諮問に応じ、薬事に関する事項について調査審議すること。
広島県麻薬中毒審査会	麻薬及び向精神薬取締法の規定に基づき、麻薬中毒者医療施設に入院した者の入院継続の適否について審査すること。
広島県献血推進審議会	安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律の規定による広島県献血推進計画の策定及び献血推進に関する重要事項について調査審議すること。

1 広島県薬事審議会委員名簿

(令和7年3月31日現在)

区 分	所 属 ・ 職 名	氏 名	備 考
委 員	学 識 経 験 者	広 島 県 議 会 議 員	山下 智之
	学 識 経 験 者	広 島 県 議 会 議 員	恵飛須 圭二
	学 識 経 験 者	広 島 大 学 副 学 長 広島大学大学院医系科学研究科教授	小澤 孝一郎
	学 識 経 験 者	(一社) 広島県医師会 会長	松村 誠
員	薬 事 業 務 の 従 事 者	(公 社) 広 島 県 薬 剤 師 会 会 長	豊見 雅文
	薬 事 業 務 の 従 事 者	広 島 県 女 性 薬 剤 師 会 副 会 長	中川 潤子
	薬 事 業 務 の 従 事 者	(一社) 広島県病院薬剤師会会長	松尾 裕彰
	薬 事 業 務 の 従 事 者	広島県医薬品卸協同組合 理事長	河野 修蔵
	消 費 者 の 意 見 代 表 者	広島県国民健康保険団体連合会常務理事	守田 利貴
	消 費 者 の 意 見 代 表 者	日本労働組合総連合会広島県連合会 UA ゼンセン 副議長	秋中 美香
	消 費 者 の 意 見 代 表 者	広島県地域女性団体連絡協議会副会長	田房 明美
	消 費 者 の 意 見 代 表 者	(公 社) 広 島 消 費 者 協 会 副 会 長	榎野 浜子
県 職 員	健 康 福 祉 局 長	北原 加奈子	

2 広島県麻薬中毒審査会委員候補者名簿

(令和6年5月27日現在)

所 属 ・ 職 名	氏 名	備 考
広島地方検察庁総務部長	川下 吾一	
広島家庭裁判所判事	秋武 郁代	
弁 護 士	中村 越史	
精神保健指定医	山崎 正数	
〃	長尾 早江子	

3 広島県環境審議会温泉部会委員名簿

(令和7年3月31日現在)

所 属 ・ 職 名	氏 名	備 考
広島大学大学院教授	小野寺 真一	部会長
広島大学大学院准教授	吉富 健一	
公益社団法人広島県薬剤師会副会長	中川 潤子	
広島県弁護士会	下川 絵美	
中国経済産業局資源エネルギー環境部長	浜本 幸男	

4 広島県薬物乱用防止対策推進本部員・幹事名簿

(令和6年7月10日現在)

区 分	職 名	氏 名	備 考
本部長	広島県知事	湯崎 英彦	
本部員	広島地方検察庁刑事部長	三村 仁	
〃	広島矯正管区第三部長	平原 政直	
〃	広島刑務所長	宮本 良一	
〃	広島拘置所長	山本 洋一郎	
〃	広島少年鑑別所長	谷口 五郎	
〃	広島少年院長	小山 浩紀	
〃	貴船原少女苑長	須藤 隆行	
〃	広島保護観察所長	古賀 正明	
〃	広島出入国在留管理局長	小田切 弘明	
〃	広島税関支署長	山下 政廣	
〃	中国四国厚生局麻薬取締部長	小野原 光康	
〃	中国運輸局広島運輸支局長	坪 倉 勇	
〃	第六管区海上保安本部警備救難部長	戸田 陽一	

区分	職名	氏名	備考
本 部 員	広島海上保安部長	恵 本 康 弘	
〃	広島労働局長	釜 石 英 雄	
	広島大学医学部長	志 馬 伸 朗	
〃	一般社団法人広島県医師会会長	松 村 誠	
〃	公益社団法人広島県薬剤師会会長	豊 見 雅 文	
〃	広島県教育委員会教育長	篠 田 智 志	
〃	広島県警察本部長	則 包 卓 嗣	
〃	広島県環境県民局長	信 夫 秀 紀	
〃	広島県健康福祉局長	北 原 加 奈 子	副本部長
〃	広島県立総合精神保健福祉センター所長	増 廣 典 子	
幹 事	広島地方検察庁麻薬係検事	吉 田 光	
〃	広島矯正管区少年矯正第二課長	川 田 幸 司	
〃	広島刑務所教育部首席矯正処遇官	川 邊 隆 博	
〃	広島拘置所首席矯正処遇官	河 村 昌 志	
〃	広島少年鑑別所首席専門官	権 蛇 明	
〃	広島少年院統括専門官	沓 掛 友 一	
〃	貴船原少女苑首席専門官	河 原 善 人	
〃	広島保護観察所統括保護観察官	垣 内 正 嗣	
〃	広島入国管理局首席入国警備官	神 和 重	
〃	広島税関支署統括監視官	橋 本 有 二	
〃	中国四国厚生局麻薬取締部捜査課長	吉 野 貴 憲	
〃	中国運輸局広島運輸支局首席陸運技術専門官	小 草 司	
〃	第六管区海上保安本部警備救難部国際刑事課長	濱 崎 英 明	
〃	広島海上保安部警備救難課長	渡 邊 聖 継	
〃	広島労働局監督課長	伊 達 健 司	
〃	広島大学霞地区運営支援部学生支援グループリーダー	徳 島 里 美	
〃	一般社団法人広島県医師会常任理事	落久保 裕 之	
〃	公益社団法人広島県薬剤師会専務理事	野 村 祐 仁	
〃	広島県教育委員会学びの革新推進部豊かな心と身体育成課長	黒 田 康 弘	
〃	広島県教育委員会生涯学習部生涯学習課長	山 内 領 二	
〃	広島県警察本部生活安全部少年対策課長	梶 江 斉	
〃	広島県警察本部刑事部組織犯罪対策第三課長	久 保 裕 史	
〃	広島県環境県民局県民活動課長	中 村 好 宏	
〃	広島県健康福祉局医療介護基盤課長	加 川 伸	
〃	広島県健康福祉局疾病対策課長	勝 田 徹	
〃	広島県健康福祉局薬務課長	岡 田 史 恵	
〃	広島県立総合精神保健福祉センター次長(兼)地域支援課長	高 石 佳 幸	

5 広島県肝炎対策協議会委員名簿

(令和7年3月31日現在)

区 分	役 職 等	氏 名	備考
広島県医師会	常任理事	辻 恵二	
広島県医師会 (産業医部会)	常任理事	三宅 規之	
肝炎の専門医師	県立広島病院部長	相方 浩	
	広島大学病院肝疾患センター教授	柘植 雅貴	
肝炎の医療に関し学識経 験を有する者	医療法人吉川医院院長	吉川 正哉	
	広島大学 理事・副学長/特任教授	田中 純子	
肝炎対策を所管する 行政職員	広島市保健部長	上田 久仁子	
	呉市保健所長	内藤 雅夫	
	福山市保健所長	田中 知徳	
	広島県健康福祉局長	北原 加奈子	
	広島県保健所長会会長	福田 光	
患者団体代表	広島肝友会代表	岡馬 重充	
	備後肝友会会長	石田 彰子	
	全国 B 型肝炎訴訟 広島原告団役員	高野 和彦	
医療保険者	全国健康保険協会広島支部 企画総務部長	大森 雄二	
検診機関	一般財団法人広島県環境保健 協会健康クリニック診療所長	武生 英一郎	
経済団体	(調整中)	(調整中)	

6 広島県献血推進審議会委員名簿

(令和7年2月23日現在)

区分	職名	氏名	備考
識見のある者 献血推進に関し	広島県議会県議会議員	西本 博之	
	広島大学原爆放射線医科学研究所助教	杉原 清香	副会長
	一般社団法人広島県医師会常任理事	落久保 裕之	会長
	一般社団法人広島県病院協会常任理事	辰川 匡史	
関係行政 機関の職員	広島県市長会三次市長	福岡 誠志	
	広島県町村会会長	吉田 隆行	
	広島県健康福祉局長	北原 加奈子	
関係団体の職員	広島県教育委員会学びの变革推進部長	阿部 由貴子	
	広島県公立高等学校長協会副会長	田中 勲	
	広島県私立中学高等学校協会会長	(選考中)	
	日本労働組合総連合会広島県連合会副事務局長	石原 政将	
	西日本旅客鉄道労働組合広島地方本部執行委員長	石松 大介	
	JAM山陽広島県連絡会会長	藪本 敬士	
	公益社団法人広島県労働基準協会専務理事兼事務局長	横山 鉄幸	
	広島県商工会議所連合会事務局長	西本 尚士	
	広島県地域女性団体連絡協議会理事	山本 幸	
	一般財団法人広島県環境保健協会常務理事	武田 直也	
	社会福祉法人広島県社会福祉協議会常務理事兼事務局長	小池 英樹	
	公益財団法人広島県交通安全協会専務理事	岩上 譲治	
	ライオンズクラブ国際協会 336-C 地区 地区糖尿病等保健福祉委員会委員長	濱本 義樹	
	広島市献血推進協議会副会長	鉄村 忠基	
	呉市献血会会長	川畑 勝之	
	福山市献血推進協議会委員	田中 知徳	
	日本赤十字社広島県支部事務局長	坂井 浩明	副会長
広島県赤十字血液センター所長	麻奥 英毅		

7 広島県合同輸血療法委員会名簿

(令和7年3月31日現在)

区分	所 属	役職(注)	氏 名	備考
医療機関	広島赤十字・原爆病院 輸血部長	委員長	牟田 毅	幹事
	広島大学病院 病院輸血部准教授	委員長	藤井 輝久	委員長
	安佐市民病院 血液内科主任部長	委員長	新美 寛正	
	国立呉医療センター 血液内科科長	委員長	伊藤 琢生	
	広島市民病院 副院長	委員長	岡本 良一	
	市立福山市民病院 中央手術部長兼麻酔科統括科長	委員長	日高 秀邦	幹事
	厚生連広島総合病院 消化器外科主任部長	委員長	香山 茂平	
	県立広島病院 心臓血管外科主任部長	委員長	三井 法真	
	厚生連尾道総合病院 心臓血管外科主任部長・心臓血管副センター長	委員長	佐藤 克敏	幹事
	国立東広島医療センター 診療部長	委員長	橋本 賢	
	呉共済病院 検査部長	委員長	藤原 謙太	
	中国中央病院 臨床検査科部長	委員長	瀬崎 伸夫	
	国立福山医療センター 感染症内科医長	委員長	齊藤 誠司	
	市立尾道市民病院 消化器内科医長	委員長	大城 勝	
	国立広島西医療センター 血液内科医長	委員長	黒田 芳明	
市立三次中央病院 診療技術部長	委員長	丸山 聡		
学識経験者	広島大学大学院医系科学研究科 (小児科学)	教授	岡田 賢	
	広島大学 医療政策室	理事・副学長	田中 純子	幹事
	広島大学原爆放射線医科学研究所	教授	一戸 辰夫	
	広島国際大学保健医療学部 医療技術学科	教授	国分寺 晃	幹事
	広島都市学園大学 健康科学部看護学科	教授	松原 みゆき	
関係団体	一般社団法人広島県医師会	常任理事	落久保 裕之	
	一般社団法人広島県病院協会	常任理事	辰川 匡史	
	一般社団法人広島県薬剤師会	会長	松尾 裕彰	
	一般社団法人広島県臨床検査技師会	常務理事	田中 美樹	
	公益社団法人広島県看護協会	副会長	黒瀬 真理子	幹事
その他	総合病院庄原赤十字病院 第一検査技術課	課長	佐藤 知義	幹事
	広島県赤十字血液センター	所長	麻奥 英毅	
	広島県健康福祉局	局長	北原 加奈子	
	広島県健康福祉局薬務課	課長	岡田 史恵	

(注) : 医療機関においては、各院内輸血療法委員会における役職で、他は、組織内の役職

8 関係団体等名簿

(令和6年10月1日現在)

名 称	所 在 地	電 話 番 号
(公社) 広島県薬剤師会	〒732-0057 広島市東区二葉の里三丁目2-1 広島県薬剤師会館 内	082-262-8931
広島県学校薬剤師会		(同 上)
(一社) 広島県病院薬剤師会	〒734-0037 広島市南区霞一丁目2-3 広島大学病院薬剤部 内	082-257-5153
広島県女性薬剤師会	〒732-0057 広島市東区二葉の里三丁目2-1 広島県薬剤師会館 内	082-262-8931
広島県青年薬剤師会	(同 上)	(同 上)
広島県医薬品卸協同組合	〒732-0057 広島市東区二葉の里三丁目2-1	082-567-6301
広島県麻薬協会	(同 上)	(同 上)
(一社) 日本産業・医療 ガス協会中国地域本部	〒730-0031 広島市中区紙屋町二丁目3-1 革屋町ビル4階	082-247-5679
広島漢方研究会	〒735-0029 安芸郡府中町茂陰一丁目3-12 薬王堂漢方薬局 内	082-285-3395
広島県医薬品配置協議会	〒737-2213 江田島市大柿町大原546-6 二間ビル1F	0823-57-7300
(一社) 広島県配置医薬品連合会	〒731-0101 呉市吉浦新町二丁目5-2 二反田薬品工業株式会社 内	0823-31-1515
広島県富山配置薬業協議会	〒930-0088 富山県富山市諏訪川原町二丁目4-17 会長 宮崎吉美	076-424-0556
広島県製薬協会	〒722-0062 尾道市向東町14703-10 丸善製薬(株) 内	0848-44-2200
広島県ワクチン協会	〒732-0802 広島市南区大州五丁目2-10 (株)エバルス 営業本部内	082-890-5671
(一社) 広島県医師会	〒732-0057 広島市東区二葉の里三丁目2-3	082-568-1511
(一社) 広島県病院協会	(同 上)	(同 上)
(一社) 広島県医療法人協会	〒730-0053 広島市中区東千田町一丁目1-23 翠清会梶川病院内	082-249-6411
(一社) 広島県歯科医師会	〒732-0057 広島市東区二葉の里三丁目2-4	082-263-8020
中国歯科用品商協同組合	〒733-0035 広島市西区南観音2丁目4-45 浜崎歯科商店 内	082-232-1546
中国歯科用品商協同組合 広島県支部	〒734-0052 広島市南区堀越三丁目4-22 (株)東歯科商店 内	082-281-7373
広島県化粧品小売協同組合	〒730-0042 広島市中区国泰寺2丁目3-12	082-244-4261
広島県医療機器販売業協会	〒731-0138 広島市安佐南区祇園一丁目28番7号 (株)ジェイ・シー・ティ内	082-850-3210
中四国医療品卸商組合	〒771-1156 徳島市応神町応神産業団地2-10 (株)谷商店 内	088-683-3210
中四国科学機器協会	〒732-0818 広島市南区ダンバラ日出1-1-15 広島和光(株) 内	082-285-5155
中国表面処理工業組合	〒739-2117 東広島市高屋台一丁目5-18 (株)ワイエスデー 内	082-434-6160

名 称	所 在 地	電 話 番 号
日 本 塗 料 商 業 組 合 広 島 県 支 部	〒734-0013 広島市南区出島二丁目 1-32 扇屋塗料(株)内	082-255-1355
(公社) 広島県トラック協会	〒732-0052 広島市市東区光町二丁目 1-18	082-264-1501
全 国 農 業 協 同 組 合 連 合 会 広 島 県 本 部	〒731-0124 広島市安佐南区大町東二丁目 14-12	082-831-1111
J A 広 島 果 実 連 株 式 会 社	〒739-2208 東広島市河内町入野 11631 番 13 号	082-420-7150
広 島 県 森 林 組 合 連 合 会	〒730-0017 広島市中区鉄砲町 4-1 広島県土地改良会館 3 階	082-228-5111
広 島 県 樹 苗 農 業 協 同 組 合	〒730-0017 広島市中区鉄砲町 4-1 広島県土地改良会館 3 階	082-228-5437
広 島 県 農 薬 卸 商 協 会	〒725-0025 竹原市塩町一丁目 3-5 株式会社キムラ内	0846-22-0150
広 島 県 植 物 防 疫 協 会	〒734-0124 広島市安佐南区大町東二丁目 14-12	082-846-4705
(一財) 広 島 ス モ ン 基 金	〒730-0013 広島市中区八丁堀 3 番 8 号	082-227-9769
広 島 県 毒 物 劇 物 安 全 協 会	〒738-0022 廿日市市木材港南 4-13 (株) ナカムラ 内	0829-34-0311
(一社) 中 国 し ろ あ り 対 策 協 会	〒730-0052 広島市中区千田町三丁目 1-10	082-546-0231
(一社) 呉 市 薬 剤 師 会	〒737-0046 呉市中通一丁目 4-2	0823-21-4695
(一社) 福 山 市 薬 剤 師 会	〒720-0815 福山市野上町三丁目 12-1	084-926-0588
(公社) 広 島 県 獣 医 師 会	〒734-0034 広島市南区丹那町 4-2	082-251-6401
広 島 県 国 民 健 康 保 険 団 体 連 合 会	〒730-8503 広島市中区東白島町 19-49 国保会館	082-554-0770
社 会 保 険 診 療 報 酬 支 払 基 金 広 島 支 部	〒733-8534 広島市西区中広町一丁目 17-30	082-294-6761
広 島 県 肝 友 会 連 絡 協 議 会	〒733-0844 広島市西区井口台二丁目 21-32	090-8711-8649

第6 表彰

1 厚生労働大臣表彰

氏名 (生年)	職業	受賞日 年月日	受賞理由	備考
松尾 仁 (昭和24年)	薬剤師	6.10.21	薬事功労	
小野 周二 (昭和31年)	医薬品配置販売業	〃	薬事功労	

2 厚生労働大臣感謝状

氏名 (生年)	職業	受賞日 年月日	受賞理由	備考
岡田 甫 (昭和21年)	薬剤師	6.11.25	麻薬覚醒剤 乱用防止功労	

3 厚生労働省医薬局長表彰

氏名 (生年)	職業	受賞日 年月日	受賞理由	備考
熊高 良二 (昭和26年)	—	6.11.25	麻薬覚醒剤 乱用防止功労	
東 泰治 (昭和13年)	—	6.11.25	麻薬覚醒剤 乱用防止功労	

4 知事表彰

氏名 (生年)	職業	受賞日 年月日	受賞理由	備考
新井 茂昭 (昭和28年)	薬剤師	6.10.17	薬事功労	
小林 誠治 (昭和33年)	配置販売業	〃	〃	
高村 豊至 (昭和33年)	薬剤師	〃	〃	
麻生 祐司 (昭和34年)	〃	〃	〃	
中野 真豪 (昭和39年)	〃	〃	〃	

5 知事感謝状

氏名 (生年)	職業	受賞日 年月日	受賞理由	備考
該当者なし				

第7 関係条例

1 広島県薬事審議会条例

〔昭和36年9月19日〕
条例第33号

- 1 昭和38年10月1日条例第28号改正
- 2 昭和50年7月2日条例第40号改正
- 3 昭和50年12月20日条例第64号改正
- 4 平成4年3月30日条例第17号改正
- 5 平成17年7月6日条例第42号改正
- 6 平成20年3月25日条例第6号改正
- 7 平成26年10月9日条例第42号改正

広島県薬事審議会条例をここに公布する。

広島県薬事審議会条例

(設置)

第1条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「法」という。）第3条第1項の規定に基づき、広島県薬事審議会（以下「審議会」という。）を置く。

一部改正〔昭和38年条例第28号、平成17年条例第42号〕

(所掌事務)

第2条 審議会は、知事の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 薬事従事者の研修その他薬事従事者の資質の向上に関する事項
- (2) 薬事衛生思想の普及向上に関する事項
- (3) 医薬品等の取扱いの適正化に関する事項
- (4) 薬用植物の栽培指導等薬用資源の開発に関する事項
- (5) 医薬品等の生産、輸出等の振興に関する事項
- (6) 医薬品等の円滑な流通に関する事項

一部改正〔昭和38年条例第28号・昭和50年条例第40号〕

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

一部改正〔昭和38年条例第28号〕

(委員)

第4条 委員は、県及び関係行政機関の職員、学識経験のある者、薬事に関する業務に従事する者並びに消費者の意見を代表する者のうちから、知事が任命する。ただし、薬事に関する業務に従事する者並びに消費者の意見を代表する者から任命する委員は同数とする。

2 学識経験のある者、薬事に関する業務に従事する者及び消費者の意見を代表する者のうちから任命された委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

一部改正〔昭和38年条例第28号〕

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ委員のうちから互選された者がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決を行うことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（幹事）

第7条 審議会に幹事若干人を置く。

2 幹事は、県の職員のうちから、知事が任命する。

3 幹事は、審議会の所掌事務について、委員を補佐する。

（庶務）

第8条 審議会の庶務は、健康福祉局において処理する。

一部改正〔昭和50年条例第64号、平成4年条例第17号、平成20年条例第6号〕

（雑則）

第9条 この条例に定めるものを除くほか、審議会に関し必要な事項は、知事が定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

附則（昭和38年10月1日条例第28号）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例施行の日以後昭和39年1月31日までの間に、消費者の意見を代表する者のうちから任命された委員の任期は、この条例による改正後の広島県薬事審議会条例第4条第2項の規定にかかわらず、昭和39年1月31日までとする。

附則（昭和50年7月2日条例第40号）

この条例は、公布の日から施行する。

附則（昭和50年12月20日条例第64号）抄

（施行期日）

1 この条例は、昭和51年4月1日から施行する。

附則（平成4年3月30日条例第17号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附則（平成17年7月6日条例第42号）

（施行期日）

この条例は、公布の日から施行する。

附則（平成20年3月25日条例第6号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附則（平成26年10月9日条例第42号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成26年11月25日から施行する。

2 広島県麻薬中毒審査会条例

〔昭和 62 年 3 月 9 日〕
条例第 3 号

1 平成 2 年 10 月 8 日条例第 39 号改正

2 平成 26 年 3 月 26 日条例第 19 号改正

広島県麻薬中毒審査会条例をここに公布する。

広島県麻薬中毒審査会条例

広島県麻薬中毒審査会は、麻薬及び向精神薬取締法（昭和 28 年法律第 14 条）第 58 条の 8 第 3 項の規定により知事が措置入院者につき入院を継続する必要があると認めるときに置くものとし、委員 5 人で組織する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 （平成 2 年 10 月 8 日条例第 39 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 （平成 26 年 3 月 26 日条例第 19 号）抄

1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。